

仕様書

1 業務名

広島市医師会運営・安芸市民病院栄養管理システム構築業務

2 業務の目的

建替えに伴い、栄養管理システムを構築する。

3 履行場所

広島市医師会運営・安芸市民病院（安芸区畑賀二丁目14-1）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

5 業務内容

(1) 調達するシステムは次のとおりとする。

メーカー名	品名・項目	数量
データシステム ソリューション	1 ソフトウェア	
	(1) 基本システム「給食の匠 PRO」	1 式
	(2) クライアントアクセスライセンス	3 式
	(3) 導入支援	1 式
	(4) 委託連携（日清医療食品）	1 式
	(5) 食事箋連携	1 式
	2 電子カルテ連携	
	(1) 給食システム接続	1 式
	(2) 3食種オーダー切替対応	1 式
	(3) システム構築	1 式
	3 ハードウェア（別紙1を満たすものを調達すること）	
	(1) ラック型サーバ他	1 式
	(2) サーバ構築・ラッキング	1 式

(2) 機器の性能・機能に関する要件は、別紙2のとおりとする。

(3) 既存のシステム（シー・アイ・エス社、オレンジマイスター）から本業務において導入するシステムへデータ移行を行うこと。

(4) 操作端末（クライアント）は、電子カルテとの共有端末にセットアップをしてシステムが円滑に利用できるようにするため、専用端末が必要になる場合を除き調達は不要とする。

6 導入スケジュール

本システムは、以下の予定で導入する。

契約締結の日～令和8年9月

協議、開発、各種調整等

令和8年10月

テスト環境による調整、研修

令和8年11月

システム運用開始

7 一般事項

- (1) 業務を行うものは、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- (2) 本契約締結後、速やかに実施計画書、実施体制図及び実施スケジュール管理表を作成し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、業務の履行に際して、安芸市民病院担当者と事前に協議して、作業の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。なお、その際には、病院の運営に支障のないよう留意すること。
- (4) 導入システムと既存システムとの差異の説明資料の提供を行うこと。
- (5) 必要に応じて、稼働日（切替日）には立ち会いを行うこと。
- (6) 操作マニュアルは全ての機器について、日本語版を有すること。
- (7) 本業務完了後において、動作不良等により異常が発見された場合は受注者の責任において必要な処置を施さなければいけないものとする。
- (8) 契約を履行する上で知り得た個人情報に関しては、広島市情報セキュリティポリシーに従い適正に取り扱うこと。
- (9) 受注者は、業務の履行に際して、医療情報の重要性及び本業務に関連するリスクの程度を踏まえ、発注者との合意に基づき、合理的かつ必要な範囲で『医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン（総務省・経済産業省）』の趣旨に沿った安全管理措置を講ずるものとする。

【同ガイドライン】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/teikyoujigyousyagl.html

8 成果物

本業務における成果物は次のとおりとする。

納品成果物	提出時期
システム一式	研修実施まで
実施計画書	契約締結後、速やかに
実施体制図	契約締結後、速やかに
実施スケジュール管理表	契約締結後、速やかに
システム設計書	適宜
テスト計画書・テスト結果報告書	適宜
システム操作マニュアル	研修実施まで
運用・保守計画書	システム運用前
議事録	打合せや協議実施後、速やかに
業務実施報告書	業務完了時

9 その他

- (1) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。